

組合員・利用者の皆様へ

## 振込規定改正のお知らせ

平素は当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

「振込規定」について、下記のとおり改正することといたしますのでお知らせいたします。

記

### ■主な改正内容

窓口営業時間終了後および金融機関休業日に、振込機による依頼日当日または依頼日の翌営業日を振込指定日とする振込依頼を受け付けた場合には、指定された日に振込通知を発信する旨の記載を追加します。

※その他所要の見直しを行います。

■改正日／令和元年 11 月 11 日（月）

以上

ご不明な点がございましたら、当組合本支店へお問い合わせください。

令和元年 10 月

島根県農業協同組合